

政令第三百七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の三十六第六項中「第三十三条の五」を「第三十三条の八」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年

政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第六項」を「第二条第五項」に改める。

附 則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法施行令及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の規定の整理を行う必要があるからである。